

根室市選挙管理委員会告示第 21 号

令和8年9月13日執行の第19回根室市長選挙の投票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条及び第41条第1項の規定により、下記の場所に設ける。

令和8年6月1日

根室市選挙管理委員会  
委員長 金澤英俊



記

1. 投票所を設ける場所 別紙のとおり